

災害により発生したごみの出し方について

地震により発生した大きなごみ・大量のごみは、**仮置場**へ持ち込んでください。
分別の徹底にご協力をお願いします。

- 開設日：令和6年2月1日（木）から
(3月20日から水曜日が閉場になります)
- 開設時間：9時から15時
- 場所：鉢ヶ崎海水浴場 駐車場（蛸島町）
- ごみの分別：あらかじめ分別してください
ごみはご自身でおろしていただきます



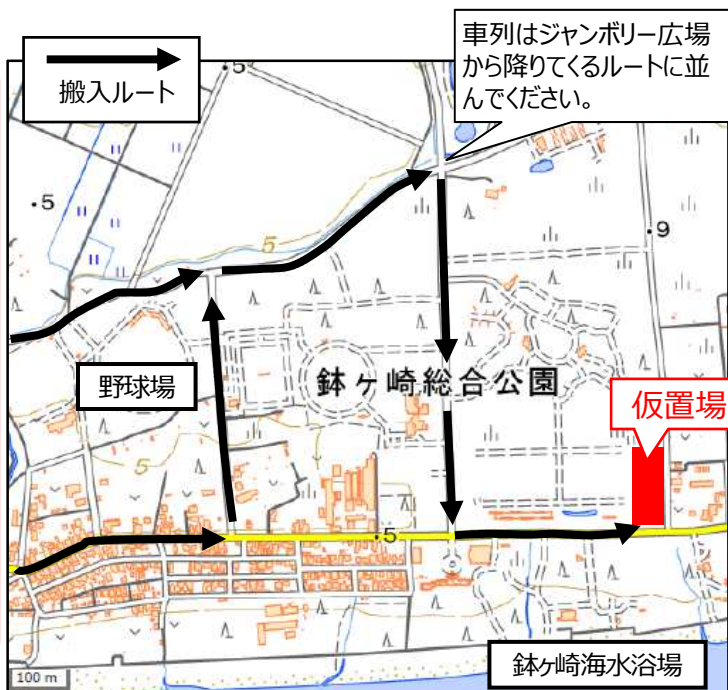
地震で発生したごみ以外は持ち込めません

<持ち込みできるもの>

- ① ふとん
- ② たたみ
- ③ 家具
- ④ 壁材（スレートなど）
- ⑤ 瓦
- ⑥ コンクリート
- ⑦ 木くず（角材・柱材・板材など）
- ⑧ 家電（4品目※）
- ⑨ 小型家電
- ⑩ ガラス・陶磁器
- ⑪ 金属類

①→⑪の順で
荷下ろしできるように
積みこんでください

※テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫



注意事項

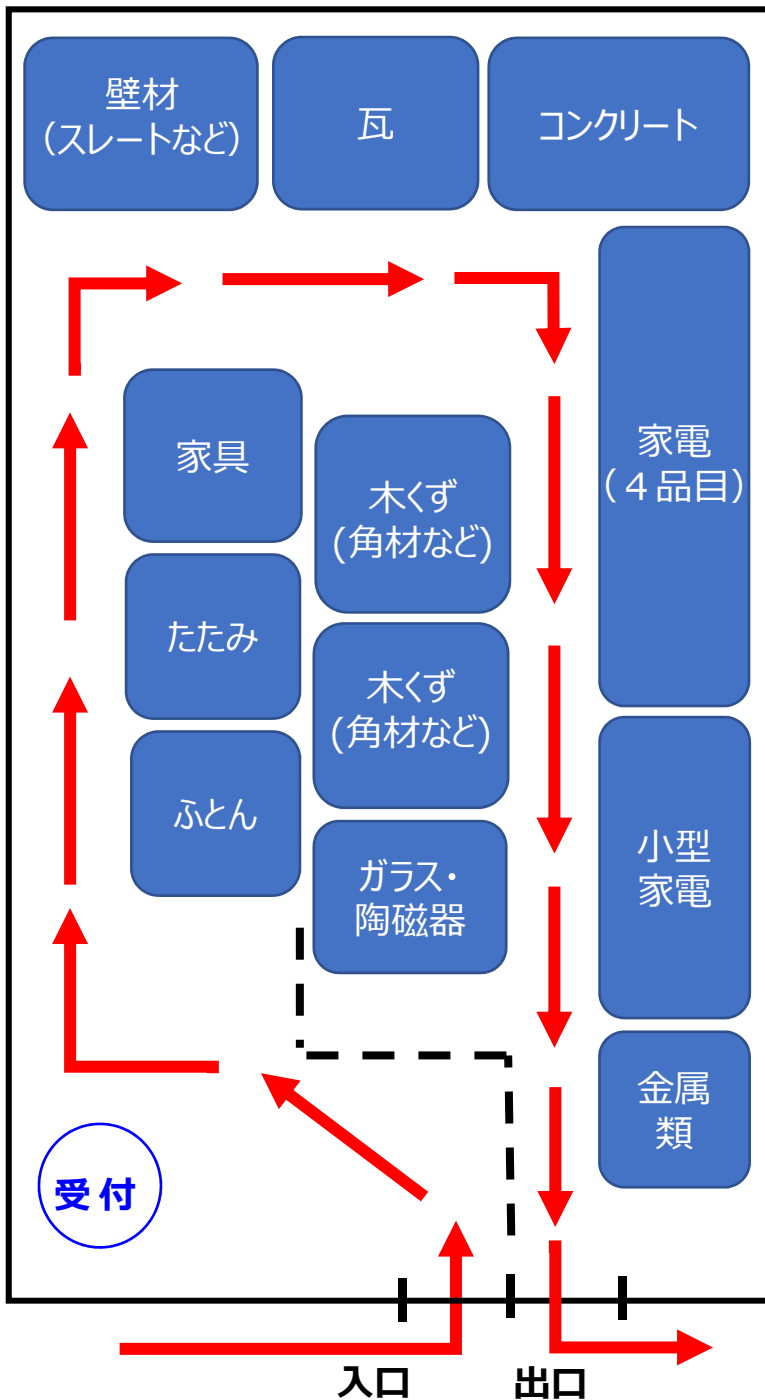
- ◆ 混み合う事が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。
- ◆ 上記区分で分別されていない場合は、入場できません。
- ◆ 仮置場の受付にて、受付票へのご記入が必要です。
- ◆ 荷下ろしは手作業をお願いします。荷台を動かしておろすことはできません。
- ◆ 電化製品のバッテリーやリチウムイオン電池、暖房器具の灯油等は必ず抜いてください。
(バッテリー・電池、スプレー缶等は有害ごみや危険ごみの回収が再開するまで各自で保管してください)
- ◆ 生ごみ等の可燃ごみや廃棄する冷蔵庫の中身は、通常の収集日に、ごみステーションにお出してください。

お問い合わせ

珠州市 環境建設課 電話 82-7743

裏面も
ご覧ください

仮置場のレイアウト



※場内は一方通行です

持ち込めるごみの種類

可燃粗大(ふとん・たたみ・家具)



木くず



ガラス・陶磁器



コンクリート



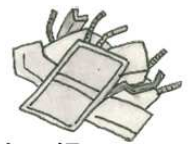
瓦



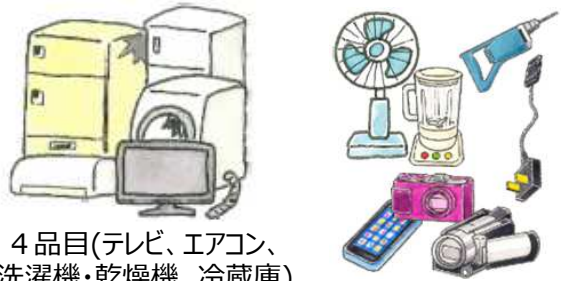
壁材 (スレート)



金属類



家電(4品目・小型)



4品目(テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫)

<持ち込みできないもの>

産業廃棄物、タイヤ、消火器、薬品類、危険物(スプレー缶・ライター)、紙類、ダンボール、有害物(電池類)、FRP製品、金庫など

重要

- ◆ 場内は大型重機や車両が稼働し危険が伴いますので、誘導員の指示に従って、決められた場所に置いてください。
- ◆ 場内外問わず、市は事故等の責任については負いかねますので、ご了承ください。

お問い合わせ

珠州市 環境建設課 電話 82-7743